

## ◆長期休業における留意事項◆

「夏休みのしおり」でも触れていますが、夏休み中の生活で特に注意していただきたいことについてまとめました。どのご家庭でもお子様にお話をされているかとは思いますが、以下の点について再度確認していただき、事故のない安全で楽しい夏休みにしていただければと思います。

ご家庭において、普段から十分にご指導いただいていることにつきましても触れている箇所がありますことを、お詫びいたします。

### 1 自律的な生活

- (1) 生活計画表等を作成し、計画的な夏休みが送れるようにする。  
※日記等を通して自己を振り返り、自らを律した生活を送る
- (2) 夏休み中のお子様の生活の様子を十分に把握する。
- (3) 外出する際は、家族に行先や帰宅時間等を必ず伝えるようにさせる。  
※「8 深夜外出、外泊への指導」の中でも触れます

### 2 安全意識の高揚、マナーの向上、命を守るための習慣

- (1) 自転車に乗るときは、自転車は「車両」ということや、「**自転車安全利用五則**」※1を守らせる。

※1「1. 自転車は車道が原則、歩道は例外」※13歳未満の児童は例外的に歩道を通行することができますが、あくまで例外であり、歩道は歩行者優先、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子供はヘルメット着用」

- (2) 改正道路交通法により、平成27年6月1日から導入された「自転車運転者講習制度」の対象となる「危険行為」〔信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）、遮断踏切立ち入り等〕についてもご確認ください。



- (3) (1)の「自転車安全利用五則」の「4. 安全ルールを守る」の中には、**自転車の二人乗りや並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での一時停止**などが含まれています。加えて、**自転車走行時の傘差し運転や携帯電話を操作しながらイヤホンを使用しながらの運転**など、自分自身の安全確保と同時に加害者とならないようにする。

- (4) **横断歩道を渡る際は、青信号でも車が停止していることを十分確認するようにする。**

※飛び出しや車の直前直後の横断等による事故が多く発生していることや交通事故の特徴について、具体的にお話してください。



- (5) 「千葉県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例」で**児童の乗車用ヘルメットの着用等及び自転車損害賠償保険等の加入が保護者の努力義務として規定されています。**

- (6) 車に乗車するときは、必ずシートベルトを締める習慣を身に付ける。
- (7) 電車やバスを利用する際には、リュックや大きな荷物は、棚に置くか体の前で抱えて持つなど、**安全や公共の場におけるマナーについても可能な限りご指導ください。**

### 3 規則正しい生活と疾病の予防および治療

- (1) 規則正しい生活を送り、適度な運動を行い、1日3食バランス良く食事をとるなど、**自ら積極的に健康の保持増進及び体力の向上に努める**ことができるようにする。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症」、「麻しん」、「風しん」、「感染性胃腸炎（ノロウイルス等）」等の感染症に関しては、関係通知や最新の感染情報等に留意し、適切に対応する。

特に、新型コロナウイルス感染症については、感染予防のため、「3密」（密集、密接、密閉）の回避を含む「新しい生活様式」を実践する。

- (3) **疾病等、治療を要する状況にある場合は、夏季休業日を治療の機会として利用**する。



#### 4 情報モラルの周知

(1) 千葉県では、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施しています。SNSやプロフィールサイト、ブログ、ネット掲示板は、ネットいじめ、非行、犯罪被害等の温床ともなり、児童が被害者にも加害者にもなり得る状況を生み出しています。現状として、**自分や他者の個人情報を掲載したり、違法行為を自分で掲載したりするケースも見られます。**こうしたことをきっかけとして、**お子様が事件等に巻き込まれることがないようにしてください。**



(2) 有害情報から身を守るために、フィルタリングを活用するなど、インターネット等の使い方を誤ると大きな危険が生じることを十分伝え、**お子様がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないようにご注意ください。**

(3) スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、近年、インターネット上で犯罪を犯す者の低年齢化が著しく、児童が、交流サイトを通じて他人のパスワードを入手して不正に利用したり偽造サイトを作成したりして、利用者のIDとパスワードを詐取したりして捕導・検挙されるケースが出てきています。**お子様が気づかない間に「犯罪者」とならないようにご注意ください。**

#### 5 性的な被害防止

(1) 車を使用した犯罪の被害防止のため、**不用意に他人の誘いに乗ったり、他人の車等に同乗したりしないようにする。**



(2) 「ファッション雑誌の取材」と称して、写真撮影をさせた画像が雑誌に掲載される等の被害が後を絶たないようです。**画像データは半永久的に広まる可能性もあることから、安易に被写体とならない、掲示板等に第三者から個人を特定されるような情報は書き込まないようにする。**

#### 6 旅行等に伴う事故や水難事故防止

(1) **児童の個人的な旅行、キャンプその他の野外活動**については、参加者の経験の程度や体力を考え、綿密な計画と周到な準備をするようにする。行う際は、**必ず保護者同伴で実施**する。

(2) **海、河川、湖沼池、用水堀での水遊び等による事故防止**のため、適切に指導する。

→7月12日に、講師の方を招いて「浮いて待て講習」（水難事故防止教室）を開催

(3) 豪雨やゲリラ豪雨のため、河川の水位が急激に上昇した場合の対応を確認する。

(4) **落雷や竜巻への対応**を確認する。特に、**落雷による事故が発生しやすい季節であるため、その危険性を十分に認識させる。**



(5) 事故防止に万全を期するため、**危険な工具や刃物、花火等の扱い方については十分ご指導ください。**

#### 7 様々な問題行動の防止

(1) 長期休業中は、新たな交友関係が形成され、それらがグループ化することによって、**集団で問題行動を起こしたり、グループ間で対立したりするケースが生じやすいため、望ましい交友関係のあり方について伝える。**

(2) **夏祭り等の各種行事、イベントや集会等**については、節度ある行動がとれるよう、**その在り方や参加する場合の心構えについて適切に指導する。**

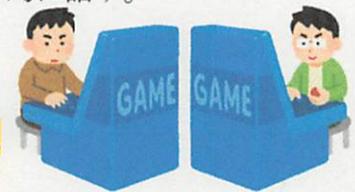


(3) **置き石等の行為が、列車の脱線等人命にかかわる重大事故を引き起こす可能性があることはもとより、線路内への侵入自体が自身の身体に重大な傷害を及ぼしかねない危険性がある**こと等について具体的に話す。



#### 8 深夜外出、外泊への指導

(1) **児童の深夜外出**は、千葉県青少年健全育成条例第23条により、**午後11時から翌日午前4時まで制限されている**こと、また、**一部のゲームセンター等は、風俗営業施行条例第12条により、16歳未満の児童は保護者の同伴を伴う場合を除き、午後6時以降の立入りが制限されている**ことを伝える。



(2) 長期休業中は、**家出が増加する傾向がある**。非行等も数日の短期間の家出をきっかけに始まるが多いため、**外出する時は保護者に先行を明らかにし、早めに帰宅させる**とともに、**無断外泊等がないようにする。**

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、家族間の交流についてもご注意ください。

